

函 福 監

平成29年8月16日

社会福祉法人理事長
各 社会福祉施設施設長 様
サービス事業代表者

函館市保健福祉部指導監査課長

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引について

貴職におかれましては、日頃より本市社会福祉の向上にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、平成28年9月9日付けで厚生労働省から「介護保険施設等（障害者支援施設等、児童福祉施設等、救護施設等）における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」が通知され、社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施が求められているところですが、北海道が昨年11月に実施した調査では、火災や地震に加え、地域特性を考慮した風水害・土砂災害・津波災害等の自然災害に備えた非常災害対策計画を策定している施設は、全体の62.6%、同じく避難訓練を実施している施設は31.3%にとどまっています。

そこで、北海道では各施設における非常災害対策計画の策定を促進するため「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」を作成し、北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課ホームページに掲載されておりますので、各施設の非常災害対策計画の策定および見直し等において、参考にしていただきたくお知らせいたします。

なお、複数事業を運営している事業者については、代表して通知しておりますので、各事業所への周知をお願いします。

○「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」

（北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課ホームページ）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>

函館市保健福祉部指導監査課
電話：0138-21-3262, 3925, 3926

渡保社第2081号
平成29年8月16日

函館市社会福祉施設等所管課長 様

北海道渡島総合振興局保健環境部社会福祉課長

「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」について
道の福祉行政の推進につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施については、平成28年9月9日付けで厚生労働省から「介護保険施設等（障害者支援施設等、児童福祉施設等、救護施設等）における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」が通知され、道においても昨年11月には道内（政令市、中核市を除く）各施設に対し、非常災害対策計画や避難訓練等について、自己点検及び改善を求めるとともに計画等の整備状況調査を実施したところですが、調査結果では、火災や地震に加え、地域特性を考慮した風水害・土砂災害・津波災害等の自然災害に備えた非常災害対策計画を策定している施設は、全体の62.6%、同じく避難訓練を実施している施設は31.3%にとどまっています。

そこで、このたび、各施設において非常災害対策計画の策定が促進されるよう「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」を作成しましたので、参考までに送付します。

記

- 「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」については、以下のホームページに掲載しています。

（北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課ホームページ）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/houjin/toriatsukai/bousaibouhan.htm>

事業指導係

担 当：成田

電 話：0138-47-9536

F A X：0138-47-9225